

第5章 雪害対策

第1節 雪害対策

本章は、雪害に対して、市及び関係機関が実施する様々な対策について、実施担当者、手順などの基本的事項を定めたものである。

第1節 雪害対策

本章では、市の活動態勢について規定するとともに、①平時からの備え、②発生直前段階における予防的対策、③雪害発生時の対策、と段階を分けて、各フェーズにおける対策内容を示す。

なお、本章に記載のないものについては、原則、第4章（風水害応急対策）を準用するものとする。

第1 雪害時の活動態勢

1 市の配備態勢

町田市内において、大雪による災害の発生が事前に予想される場合、もしくは、災害が発生した場合における市職員の配備態勢は、次の基準による。

雪害警戒本部及び雪害対策本部の設置にあたっては、「第4章 風水害応急対策 第1節 応急活動体制の確立」に準じて行う。

本部	配備態勢	状況	予想される被害等	主な活動	配備する職員
	待機態勢	●市域に大雪・暴風雪警報が発表されたとき	●一部公共交通機関の運休	●気象情報及び市内状況の情報収集 ●関係機関への情報連絡 ●被害予想及び対応策の検討 ●除雪作業の計画及び実施 ●ごみ収集の臨時的対応 ●施設周辺の除雪等	●防災安全部（原則、職員の1/3以上） ●道路部 ●環境資源部 ●財務部 ●施設所管部
	雪害警戒本部	●市域に大雪・暴風雪警報が発表され、大雪による災害等が現に発生しているとき、若しくは危険性が高まったと防災安全部長が判断したとき	上記に加えて ●公共交通機関の運休 ●道路交通機能のマヒ ●農業施設への被害 ●避難行動要支援者の一部孤立	上記の活動に加えて ●帰宅困難者対応 ●関係機関等と連携しての除雪作業の展開 ●除雪した雪の一時的排除 ●避難行動要支援者の状況把握 ●緊急用車両・調査用車両の準備と運行	上記の職員に加えて ●防災安全部（必要人数を追加） ●総務部 ●広報課 ●財務部 ●市民部 ●都市づくり部 ●下水道部 ●経済観光部 ●地域福祉部 ●いきいき生活部 ●保健所
	雪害対策本部	●警戒態勢以上の配備態勢が必要だと、市長が判断したとき	上記状態が数日以上継続し、かつ ●家屋等への被害 ●人的被害の発生	上記の活動に加えて ●被災者の救助・救出 ●救出した被災者及び自主避難者の保護 ●その他の災害応急対策の全て	上記の職員に加えて ●防災安全部（必要人数を追加） ●震災第1配備委員（全員） ●全部局（必要人数を追加） ●災害対策本部指定職員（全員）

※所管部の対策を応援する各部については、上記の表によらず、人員配備の要請があり得るものとする。

※所管部の対策を応援する各部への人員要請は、所管部の必要人数算定を受け、警戒本部（対策本部）にて応援各部への割り当てを決定する。

※人員数及び配置には再任用職員を含む。

第5章 雪害対策
第1節 雪害対策

2 各部の所掌事務

本市の雪害時における各部の活動は、雪害時には、特に次の事務を所掌する。また、これ以外にも、第4章（風水害応急対策）第1節第3に定める所掌事務を必要に応じて分担するものとする。

部	所掌事務
災害統括班 （防災安全部）	<ul style="list-style-type: none"> ○市警戒本部（雪害対策本部）の運営に関する事 ○市警戒本部（雪害対策本部）等が必要とする情報の収集・伝達に関する事 ○東京都及び外部関係機関との調整等に関する事 ○その他災害応急対策全般に関する事
施設所管部（財務部、市民部、地域福祉部、子ども生活部、環境資源部、学校教育部、生涯学習部、ほか）	<ul style="list-style-type: none"> ○所管する施設（周辺を含む）及び施設利用者の安全確保に関する事 ○施設周辺の除雪に関する事 ○施設利用関連情報の周知に関する事 ○必要に応じて施設利用者への大雪に関する情報の提供に関する事
政策経営部	<ul style="list-style-type: none"> ○大雪関連情報の広報に関する事 ○代表電話を通じた市民への情報提供に関する事
財務部	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎の管理及び庁舎周辺の除雪に関する事 ○帰宅困難者対応に関する事
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ○市民センター等の臨時避難施設利用に関する事
地域福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者の状況把握等に関する事 ○避難者が出た際の避難施設対応に関する事
いきいき生活部 保健所	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者の状況把握等に関する事
環境資源部	<ul style="list-style-type: none"> ○雪害時のごみ収集作業の実施に関する事 <ul style="list-style-type: none"> － 積雪状況の把握、タイヤチェーンの装着 － 収集状況の把握 － 応急的な収集計画の作成及び実施 ○処理施設等の受入れ準備に関する事 <ul style="list-style-type: none"> － 構内の除雪及び凍結防止措置 ○道路部との連携に関する事 ○収集計画の広報に関する事
経済観光部	<ul style="list-style-type: none"> ○農業施設被害に関する事 ○市内の商店・店舗等（大型店を含む）での営業状況の把握に関する事
道路部	<ul style="list-style-type: none"> ○道路除雪実施計画の策定及び道路除雪の実施 <ul style="list-style-type: none"> － 道路除雪の実施及び実施計画等の検討 － 通行規制区間の設定（警察署との協議による） ○道路事故の未然防止に関する事 <ul style="list-style-type: none"> － 凍結防止剤の散布等による凍結防止措置の実施 ○関係機関（南多摩東部建設事務所、津久井土木事務所、国道事務所及びその他隣接する市の道路管理者）との連携 <ul style="list-style-type: none"> － 情報の伝達 － 都県道の除雪依頼 ○その他道路応急対策に関する総合調整
都市づくり部	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の鉄道・バス運行状況の収集に関する事 <ul style="list-style-type: none"> － 鉄道・バス運行事業者からの遅延情報等の収集・集約
学校教育部	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の安全確保に関する事 ○通学児童生徒への安全措置に関する事
その他全部局	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎等利用者の安全確保に関する事 ○除雪の応援に関する事（施設及び道路） ○被災者等の発生に伴う避難誘導及び避難施設の開設及び補助に関する事 ○避難者に対する支援等に関する事 ○市民への安全広報（凍結路面での転倒防止、雪下ろし中の転落防止等）及び所管事業の実施等にかかる広報に関する事 ○その他所掌する災害応急対策事務に関する事

第2 平常時からの備え

市及び関係機関は、大雪による都市機能の阻害防止を図るため、除雪体制を構築するとともに、要員確保計画の策定など、雪害対策体制の構築に努める。また、必要な除雪資機材等の整備又は緊急調達についてあらかじめ定めておくものとする。

1 機材・凍結防止剤等の備蓄

(1) 資機材の整備及び維持管理

除雪・凍結防止活動等を速やかに行うため、車両運行のためのタイヤチェーン又はスノータイヤのほか、おおむね次の資機材等を整備しておくものとする。

部	資機材等
道路部	○ショベルローダー、凍結防止剤、スコップ等の除雪資機材
各部共通	○市民利用施設等では、凍結防止剤及びスコップ等の除雪資機材

(2) 資機材の緊急調達

各部局は、資機材等の保管場所の確保や維持管理が困難な場合や数量の不足が生じた場合、あるいは、上記以外の資機材が緊急に必要な場合に備え、あらかじめ緊急調達先及び調達方法を定めておくものとする。

2 除雪体制の整備

(1) 全市的な道路除雪体制（道路部、応援各部）

道路管理者は、道路交通を緊急に確保するため除雪を実施する。また、豪雪等にも対応できるよう除雪機械の整備、除雪要員の確保及び協定・業者委託等による除雪体制の強化に努める。また、市各部局を挙げての除雪協力体制の展開方法について、実務的な検討を行う。

(2) 市民等による除雪援助体制（市民部、地域福祉部、いきいき生活部、保健所）

降積雪時においては、市民一人ひとりが力を出し合い、市と一体となって除排雪活動を行うことが必要である。そのため、地域ぐるみの除排雪活動が円滑に実施されるよう日頃から自主的なコミュニティ活動の育成に努める。また、避難行動要支援者のみの世帯では、豪雪時の除雪作業がうまく進まないおそれがある。市は、こうした避難行動要支援者のみの世帯に対する除雪援助のあり方等を検討する。

(3) 雪氷対策路線の指定等（道路部）

道路管理者は、積雪、凍結、交通量、過去の大雪による車両等のスタックの発生状況等路線の諸条件を考慮し、雪氷対策路線の指定等の雪氷対策に努める。

第3 雪害が予想される際の予防的対策

市及び関係機関は、雪害が予想される際には、降雪前や大雪注意報発表前から、雪害対応ができるよう体制を構築していくものとする。

1 路面凍結対策

市及び都県道、国道、高速道路を所管する各関係機関は、相互協力の下所管する道路における除雪体制を整備する。また、道路交通を確保するため、主要道路、バス路線などを重点に、警報発表前でも、まとまった積雪を予想する気象情報が出ている段階から、雪氷対策路線への除雪活動及び凍結防止活動を実施する。

2 情報連絡体制

市域に関係する気象注意報・警報等の情報を受け、災害の発生が事前に予想される場合、市は、直ちに電話、FAX、防災行政無線等の通信機器の緊急点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には応急復旧等の措置を講じて、庁内の連絡及び都、消防署、警察署、ライフラインその他の防災関係機関との情報連絡体制を確立する。

活動の詳細については、「第3章 地震災害応急対策 第2節 災害情報の収集・整理及び報告 第1 情報連絡体制の確立」に準じて対応するものとする。

3 通常業務執行体制の縮小の検討

雪害が予想される際には、通常業務の執行や予定していた事業の実施等について延期・中止等の対応の必要性が少なからず発生する。また、雪害発生時には、人員配置・車両運行等の面で、通常通りの業務執行は困難となる。これら状況を見込んだ上で、通常業務の業務執行体制について縮小させる等、事業継続のあり方を検討しておく。

4 市民への警戒呼びかけ

国が「大雪に関する緊急発表」等により注意呼びかけを行った場合、市は、市民に情報発信を行う。情報発信する内容はおおむね次のとおりである。

- 不要不急の外出抑制、外出先からの早期帰宅
- やむを得ず外出する場合は、鉄道等の公共交通機関の運行情報の収集やドライバーへのチェーンの装着・携行等を行うよう呼びかけ
- 除雪への協力依頼
- 外出ができなくなった場合でも自宅で安全に過ごせるよう、早めの準備を促すための情報（各家庭の災害用備蓄の活用など）
- ※ 特に、人工透析や投薬、出産など、生命に関わる通院ができなくなることを考慮する
- 農林業被害の未然防止のための周知（都からの農業施設等の減災のための技術的な周知等）

雪害発生時の対応

第4 待機態勢時の対応

1 情報収集（災害統括班、各部）

雪害に関する予報及び観測情報等の収集は、「第4章 風水害応急対策 第2節 情報の収集・伝達」を参照。

なお、気象注意報・警報等のうち、雪害に関するものは下記のとおりである。

■注意報・警報等の発表基準（2023年（令和5年）6月8日現在）

府県予報区	東京都	
一次細分区域	東京地方	
市町村等をまとめた地域	多摩南部	
二次細分区域	町田市	
注意報	風雪	13m/s以上 雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ5cm以上
	融雪	
	なだれ	
	霜	晩霜期 最低気温2℃以下
	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時
警報	暴風雪	25m/s以上 雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ10cm以上

■特別警報の発表基準（2022年（令和4年）11月21日現在）

暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

また、雪害に関する気象情報として、積雪情報にも留意する。

2 市民広報・情報配信（政策経営部、各部）

市は、都及び関係機関から雪による市民生活への影響等に関する情報を収集し、消防署、警察署等の関係機関と協力し、安全情報の提供、その他必要な事項、について市民等への広報活動を実施する。また、大雪の際は、市の行政サービス実施等について、市民から代表電話への問合せが増加することを踏まえ、市各部は、代表電話への情報提供に努める。防災情報、道路除雪、ごみ収集、市施設利用案内等の情報については、不足の無いよう、特に留意する。政策経営部（広聴課）は、市各部へ、こうした情報提供を呼びかける。市民等への広報については、「第3章 地震災害応急対策 第4節 災害時の広報」に準じて行う。

3 除雪対策

市及び道路管理者等は、災害を防止するため、所管する施設の除雪を実施するものとする。本項の除雪対策は、配備態勢の段階が上がるに応じて、人員等を拡充して対応していく。

なお、宅地に積もった雪は、所有者または管理者が対応することを原則とする。

第5章 雪害対策
第1節 雪害対策

(1) 所管施設等の除雪

- ① 道路の除雪（道路部、環境資源部、南多摩東部建設事務所、国道事務所、隣接する市の道路管理者、応援各部）

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するほか、主要道路、バス路線などを重点に除雪の実施、障害物（チェーンの切れ端等のごみ）の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。

- ② 市施設周辺の除雪（施設所管部、応援各部）

市施設の管理者は、その管理する建物の周囲等において、利用者等の転倒防止、屋上からの落雪防止等のための除雪を行い、安全確保に努める。

(2) 市民が除雪を行う際の注意喚起（政策経営部）

市は、除排雪に伴う二次災害（雪下ろし中の転落事故等）の防止に十分留意する様、市民へ呼びかける広報活動を実施する。

■施設種別ごとの除雪対応等一覧表

施設種別		対応	担当	
庁舎	市庁舎	・建物周辺への凍結防止剤散布及び除雪 ・落雪等の警戒及び危険排除	財務部 (各部応援)	
	その他庁舎施設	(同上)	各施設所管部	
道路	駅周辺道路	・歩道、ペDESTリアンデッキ等への凍結防止剤散布及び除雪	道路部 (各部応援)	
	幹線道路 (啓開道路)	都道	・所管道路への凍結防止剤散布及び除雪	南多摩東部建設事務所
		市道	・当該道路への凍結防止剤散布及び優先的な除雪	道路部 (各部応援)
非幹線道路	・状況に応じた除雪作業の実施 － 関係機関及び委託による除雪作業の手配 － (ボランティアの協力に関する調整)	道路部 (各部応援) 地域福祉部		

第5 警戒態勢時の対応

1 帰宅困難者対策（災害統括班、財務部、都市づくり部）

事業所及び施設の管理者は、暴風雪、積雪等により交通機関が混乱することが予想される場合、従業員、施設利用者、来客者等に気象情報、交通機関の運行状況等の情報を提供し、早期の帰宅を促すよう努める。

鉄道会社、バス会社等の各事業者は、駅周辺の混乱を事前に防止するために、帰宅困難者に対し交通機関の運行状況等の情報を提供する。鉄道会社については、運行が困難な場合、駅構内や車両等での乗客保護対応に努める。

復旧の目処がたたず、かつ、早期の運行開始が困難であり、混乱の長期化が予想される場合は、駅周辺の滞留者による混乱を防止するため、帰宅困難者一時滞在施設を開設する等、「第3章 地震災害応急対策 第11節 帰宅困難者対策」に準じた対応を行うものとする。（災害統括班は一時滞在施設開設に係る財務部との協議及び判断調整。都市づくり部は、交通事業者との連絡調整。財務部は、一時滞在施設開設にかかる判断調整及び施設運営、駅周辺の帰宅困難者誘導等対応。下記の一時滞在施設の施設管理者及び施設職員は、開設運営対応について担うものとする）

なお、施設の開放順は、原則として、市の一時滞在施設を最初に開放し、市の一時滞在施設のみで帰宅困難者を収容できないことが見込まれる場合に民間一時滞在施設の開放を要請する。ただし、これらの施設の解放順は、施設の被災状況や発災時の施設利用状況等を踏まえ、変更される可能性がある。

■一時滞在施設一覧

相原駅	○堺市民センター
多摩境駅	○小山市民センター
町田駅 ※○数字は開放順	①市施設 町田市民ホール、町田市立中央図書館、町田市生涯学習センター（まちだ中央公民館）、町田市民フォーラム、町田市文化交流センター、町田市民文学館、健康福祉会館、子どもセンターまあち ②民間一時滞在施設 レンブラントホテル東京町田、河合塾町田校、メガロス町田
鶴川駅	○和光大学ポプリホール鶴川
玉川学園前駅	○玉川学園コミュニティセンター
成瀬駅	○なるせ駅前市民センター
つくし野駅	○つくし野コミュニティセンター
南町田グランベリーパーク駅	○グランベリーパーク

2 除雪対策の拡充

(1) 全市的な対応（各施設所管部、道路部、環境資源部、応援各部）

積雪量が増加した際に、対象が非常に広範囲かつ作業量も甚大となるため、市は、全市的な活動態勢（協定・業者委託等の活用、応援各部からの追加要員確保等）を構築し、対応にあたる。

(2) 通行規制（道路部、警察署）

降雪・積雪に除雪作業が追いつかない場合、道路管理者は警察署との協議の上、必要に応じ通行規制の実施を要請する。また、通行規制等を実施した場合は、適切な広報周知を行うものとする。

(3) 地域での除雪活動協力の呼びかけ（市民部）

住宅及び私有地における除雪活動は、原則としてその所有者・管理者が行うが、町内会・自治会等の地域コミュニティでは、状況に応じて共助による雪下ろし等の活動を行う。特に避難行動要支援者のみの家庭等については、民生委員等地域関係者による状況把握と、協力呼びかけによる除雪体制の確立に努める。

市は、必要に応じて、町内会・自治会を通じて近隣の通路等の除雪や屋根の雪下ろしを実施するよう督励して家屋の損壊による事故等の防止に努める。

3 避難行動要支援者の状況把握（地域福祉部、いきいき生活部、保健所）

市は、福祉関係団体・事業者等を通じて、市域の避難行動要支援者の状況について把握し、その孤立の防止と、支援の必要性の把握に努める。また、対象者によっては、市が直接連絡する等して、安否確認に努める。

4 農業施設被害等の把握（経済観光部）

市は、積雪による農業施設への被害による農業従事者・事業者等からの相談があった場合、これに対応する。また、農業施設被害の市域での発生状況について、全容の把握に努める。

第6 雪害配備態勢時の対応

1 救助事象への対応

積雪により、以下のような事象により人命危険等が生じた場合、市及び各救助関係機関は連携して対応する。

(1) 家屋倒壊への対応

積雪による重みで家屋が倒壊し、救助が必要な場合、消防署及び消防団は、人命救助を最優先とした救出・救助活動を展開するものとする。また、必要に応じて市は、協定締結機関による救助を要請する。ただし、人命危険の無い住宅関連設備の倒壊（倉庫・カーポート等の破損）で、人命危険のおそれの無いものについては、これら救出救助活動を必要とする事象として扱わない。

(2) 車内への閉じ込めへの対応

積雪により動けなくなった車から人が出られなくなり、一酸化炭素中毒等のおそれから救助が必要となった場合、通報を受けた消防署及び消防団は、当該車両周囲の除雪を行う等して救出・救助活動を展開するものとする。必要に応じ、道路管理者及び市が要請した協定締結機関の協力を得るものとする。

2 避難対策

上記救出活動によって助け出された救助者や、積雪による家屋損壊等のため避難する市民等については、市民センター等を臨時避難施設として開放し、一時的に収容する。

(1) 避難者への市民センター等の開放（市民部）

市は、家屋損壊等による避難者が出た場合、市民センター等施設を臨時避難施設として開放する。また、各町内会・自治会で管理している中規模会館等も、必要に応じ、地域で臨時に避難するための施設として開放される。

■「市民センター等」の臨時避難施設

○市民センター	○コミュニティセンター	○中規模会館
---------	-------------	--------

(2) 市域全般に広範な被害が生じた際の避難対策（災害統括班、各施設所管部、避難施設開設・運営担当対策部、応援各部）

市域での家屋被害等が広範に渡り、臨時避難施設での収容が困難と予想された場合、市は、学校施設を含めたその他市施設の開設を検討する。開設の手順等は、「第4章 風水害応急対策 第12節 避難対策」に準じて行うが、開設担当者の移動困難性等を考慮し、応援各部の協力体制の下、柔軟な人員配置に努めるものとする。

3 他機関への応援要請（災害統括班）

雪害による被害状況が、市及び市内関係機関の対応のみでは対処しきれない場合、市は以下の機関への応援を要請する。

(1) 自衛隊

市は、自衛隊による災害派遣が必要と認められるとき、「第3章 地震災害応急対策 第5節 相互協力・応援要請 第1 自衛隊派遣要請」に定めた手順に従って、要請を行う。

(2) 東京都・他県自治体

市は、東京都からの応援・物資供給が必要と認められるとき、「第3章 地震災害応急対策 第5節 相互協力・応援要請 第2 自治体への応援要請」に定めた手順に従って、人員派遣及び物資供給等の要請を行う。

特に、遠方自治体からの応援に関しては、豪雪地帯である長野県長野市、長野県川上村、山形県川西町等の自治体への打診を行う。ただし、交通事情によっては、困難も予想されることに留意する。

4 市内での物販・商品流通状況等の把握（経済観光部）

市は、市内での商店・大規模店舗等の営業状況等から、市民への食料及び日用品等の供給状況について把握し、応援物資要請の必要性を判断するにあたっての参考情報とする。

5 立ち往生車両等の移動

市は、市が管理する道路において、集中的な積雪により、広域的に道路交通が麻痺し、地域間の主要幹線の途絶、大規模な立ち往生が生じた、もしくは立ち往生車両の拡大が生じる可能性がある判断される場合は、災害対策基本法（第76条）の権限により、区間を指定して車両の移動等の措置を行う。運転者の不在時等は、人力・牽引・重機等により道路端（やむを得ない場合は他人の土地など）へ移動し、交通路を確保する。

車両等の移動は、「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（2014年（平成26年）11月）」に基づき実施する。

(1) 道路区間の指定

立ち往生車両等の移動を含む除雪作業を行う道路区間指定は、積雪深や被害状況を総合的に判断し、雪害対策本部決定や内部決裁等により速やかに行う。

なお、区間指定の際は、関係する道路管理者間で、情報収集、道路啓開に関する調整や指示等について連携を図る。

(2) 立ち往生車両等の移動

大雪による大規模立ち往生が生じた場合は、指定区間においてスタック車両を早期に排除するため、重機によりスタック車両の牽引や押し出しを行い、立ち往生車両の発生を防ぐ。

なお、放置自動車の移動は、第3章 地震災害応急対策 第15節 緊急輸送対策 第1 緊急輸送路及び緊急交通路の確保 に定める。

第5章 雪害対策
第1節 雪害対策

(3) 運転者等への支援

大雪時の車両移動において、近隣に避難する場所がなく、作業が長時間に及ぶ場合には、運転者への健康上の配慮から、避難施設の提供や食料の配布、トイレの手配、燃料の支給等について、関係機関と連携して実施する。

6 その他の応急対策活動

状況によりその他の応急対策活動が必要と認められる場合は、「第3章 地震災害応急対策」及び「第4章 風水害応急対策」に準じて行う。